

中学校夜間学級について

資料1

1. 中学校夜間学級は、学齢期に様々な理由によって義務教育を修了できなかった人に対して、中学校教育を行うことを目的に開設されている。（学校教育法施行令第25条、同施行規則第9条に基づく二部授業）
2. 中学校夜間学級に通う生徒は、戦後の混乱期等に様々な理由により義務教育を修了できなかった方が在籍し、平均年齢が高く、経済的に余裕がない方が多い。
3. 府内在住者で、学齢を超過しており、義務教育を修了していない方が入学対象者となる。

設置の経緯

- ◆府教育委員会は、中学校を修了していない学齢超過者を対象に、夜間に二部授業を行うという形で、昭和44年度から教職員を配置して、天王寺中学校、岸城中学校の夜間学級を認可する。
- ◆その後、順次増設が図られ、平成13年の太平寺中学校への設置により、現在の11校となる。
- ◆昭和46年度より、府は就学援助と給食について補助を開始する。

府内の現状

- ◆右記11校が府内全市町村から広域に生徒を受け入れている。
- ◆府内43市町村中、35市町に生徒が在籍しており、設置市以外から通っている生徒は全体の30%、
- ◆在籍生徒のうち、60才以上が約50%を占めており、50代、40代、30代、20代がそれぞれ10%程度である。
- ◆在籍生徒の国籍別内訳は、
韓国・朝鮮籍 約30% 中国籍 約35% 日本国籍 約27%

全国の中学校夜間学級

- ◆1都2府5県（千葉、神奈川、奈良、兵庫、広島）で35校に設置。
在籍数は約2,400人。
- ◆大阪府以外に就学援助費に補助をしている都府県はない。

府内11校の中学校夜間学級



設置市	設置校数	認可学級数	在籍者数
大阪市	4校	20学級	501人
豊中市	1校	4学級	61人
守口市	1校	6学級	184人
東大阪市	2校	7学級	136人
八尾市	1校	6学級	179人
堺市	1校	6学級	183人
岸和田市	1校	4学級	60人
合計	11校	53学級	1304人

平成20年5月1日現在

夜間学級生徒への就学援助について

資料2

【就学援助費補助の経緯】

- 就学援助は、法律の定めにより国と市町村が行うものであるが、その対象が学齢児童・生徒の保護者となっていることから、中学校夜間学級生徒は対象外となっている。
- 府は、昭和46年度より設置市が、在籍する生徒に給付した学用品・通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費について、設置学校数が限定される中、広域的視点から、その額の2分の1以内で補助を行ってきた。

【現状】

平成21年度以降、補助を廃止する理由

国・府・市町村の役割分担の観点から、就学援助は、本来、国と市町村が行うべきもの。

9月議会における会派の主な意見

〈自民〉

・府内に11校しかないのに、夜間学級には通学に長時間かかる生徒がいる。セーフティネットの観点から、中学校夜間学級の就学援助金補助は継続を求めてきたが、知事には一度現場を見て、再検討してほしい。

〈公明〉

・国が制度を改善するか、関係市町村との協議が整うまでは、府が補助を継続すべき。

・夜間学級生徒に決して影響が出ないように、府として最後まで責任を持つことを要望。

〈民主〉

・国、府、市のどこが支援してもよいが、夜間学級生徒が次年度以降も引き続き学ぶことができるように、関係市町村と協議を整えることを要望。

〈共産〉

・府の就学援助金補助を継続するため、措置を講じるよう要望。

国への要望と関係市町村との協議

〈国への要望〉(10月20日、文部科学省へ)

- 内容: 中学校夜間学級生徒が就学援助の対象となるよう制度の改善を図ること。
- 国の回答: 学校教育法第19条において、就学援助は「学齢児童・生徒の保護者」を対象とすることが定められており、学齢を超えている夜間学級生徒を対象とすることは極めて困難。

〈市町村の状況〉

- 設置市
 - ・府の補助が廃止され、国に制度がないという状況において、他市に居住する生徒への就学援助は難しい等、これまでどおりの就学援助の継続は困難。
- 居住市
 - ・財政難の中、新たな制度の立ち上げは困難であり、そのための理屈や根拠が必要。

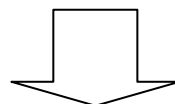
夜間学級通学費援助事業（案）

資料3

【方針】

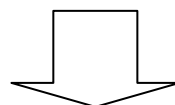
就学援助費について、今後、夜間学級生徒が居住している市町村に負担を求める。

- 学齢児童・生徒の就学援助について、法令上は居住市が負担するものとされている。（同等の扱いを市町村に求める。）



【課題】

- 夜間学級生徒に対する就学援助は、国に制度がないため、すぐに市町村で立ち上げることは困難。
- 市町村における学齢児童・生徒に対する就学援助については、一般的に通学費という概念がない。
- 夜間学級生徒は、交通機関を利用して広域から通っており、通学費が支給されなくなると、通えなくなる生徒が出る。



【対応(案)】

- ◆ 就学援助の対象となる夜間学級生徒に対して、~~広域自治体としての役割から~~、通学費は支援を暫定的に継続する。
- ◆ 新たに負担を求める居住市に、継続的に通学費を含めた就学援助を行っていくための制度構築を促すため、暫定的な事業とし、居住市の負担を前提に、府が一定の補助を行う。

- 生徒の就学を保障するためのセーフティネットとして、通学費は最低限必要。

平成20年度中学校夜間学級 市町村別在籍者数

	大阪市				豊中市	守口市	東大阪市		八尾市	堺市	岸和田市	合計
	天王寺	天満	東生野	文の里	豊中四	守口三	長栄	太平寺	八尾	殿馬場	岸城	
大阪市	81	90	209	76	3	76	16	47	3	11		612
豊中市		1			42							43
池田市					3							3
箕面市		1			3							4
能勢町												0
豊能町												0
吹田市		6	1		5	1						13
高槻市					5	1						6
茨木市		1				2						3
摂津市		1				3		1				5
島本町												0
守口市						17						17
枚方市						32						32
寝屋川市						14						14
大東市		1				5	2					8
門真市						24		1		1		26
四條畷市						1						1
交野市						1						1
東大阪市		1	7			7	32	34	12			93
八尾市	5		1				1	1	155			163
柏原市								1	5			6
富田林市	1									3		4
河内長野市										1		1
松原市	3	1		2					2	4		12
羽曳野市	2								1			3
藤井寺市	1								1	1		3
大阪狭山市										1		1
太子町												0
河南町	1											1
千早赤阪村												0
堺市	2			3						159		164
泉大津市											6	6
和泉市	1									1	1	3
高石市										1		1
忠岡町			1								2	3
岸和田市											19	19
貝塚市											4	4
泉佐野市											11	11
泉南市			1								7	8
阪南市											10	10
熊取町												0
田尻町												0
岬町												0
合計	97	103	220	81	61	184	51	85	179	183	60	1304

小学生・中学生のための就学援助制度

就学援助制度は、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対して、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費などを援助する制度です。

1 就学援助の対象

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止された者
- (2) 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免を受けた者
- (3) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免を受けた者
- (4) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けた者
- (5) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた者
- (6) 世帯更正貸付補助金による貸付を受けた者
- (7) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- (8) 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- (9) 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
- (10) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品費に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められる者

2 援助される費目

- (1) 学用品費（児童又は生徒が通常必要とする学用品若しくはその購入費）
- (2) 通学用品費（児童又は生徒が必要とする通学用品費）
- (3) 校外活動費（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち宿泊を伴うもの及び宿泊を伴わないものに参加するため直接必要とする交通費及び見学料）
- (4) 体育実技用具費（体育の授業において使用する体育実技用具のうち、柔道着、剣道の防具一式）
- (5) 新入学児童生徒学用品費等（児童又は生徒が小学校又は中学校に入学際に必要とする学用品費等）
- (6) 通学費（片道の通学距離が、児童にあっては4キロメートル以上、生徒にあっては6キロメートル以上の者が、通学のため利用する交通機関の旅客運賃）
- (7) 修学旅行費（児童又は生徒が小学校又は中学校を通じて、それぞれ1回参加する修学旅行に必要とする経費のうち、修学旅行に直接必要とする交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、衣料品代、旅行傷害保険料並びに均一に負担すべきこととなるその他の経費）
- (8) 医療費（児童又は生徒が学校保健法第7条に定める疾病にかかり、当該児童生徒の保護者が学校保健法第17条第1号に該当する者に対して、疾病のための医療に要する経費を援助）
- (9) 学校給食費（学校給食を受ける児童又は生徒の保護者で学校給食法第7条第2項に規定する保護者に対して、学校給食費を補助）

3 問合せ先

現在通っている学校、若しくは、お住まいの市町村の教育委員会